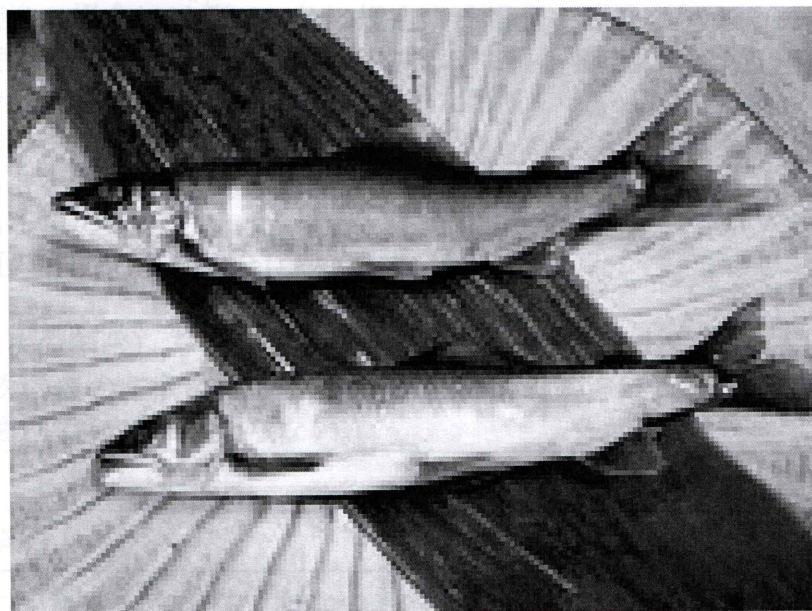


内共第 1 1 号第 5 種 共同漁業権遊漁規則

2013年9月1日認可



上小丸川漁業協同組合

上小丸川漁業協同組合
内共第 11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、小丸川漁業協同組合が免許を受けた内共第 11 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（「あゆ、やまめ、うなぎ、おいかわ、もくずがに」をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網、かなつき、あゆ引きかけ、はえなわ及び投網（舟打投網を除く）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
3. 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網、かなつき、あゆ引きかけ、はえなわ及び投網（舟打投網を除く）による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
4. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1 人 3 本まで
はえなわ・あゆ引きかけ・かなつき	1 人 1 本
船打投網・片手網	網目 11 節以上細目の網 長さは 3m 以下
たも網又は手網	網目 11 節以上細目の網 口径 1m 以下
もくずがにかご	1 人 3 個以内

2. 小丸川本支流においては、次条第 1 項の規定によるあゆについては解禁日の日から 30 日間は手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日～12月31日の期間で組合が定めて公表する期間
やまめ	3月1日～9月30日の期間で組合が定めて公表する期間
うなぎ	4月1日～9月30日
おいかわ	周年
もくずがに	8月1日～11月30日

2.前項の公表は、宮崎日日新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
児湯郡高鍋町県道小丸大橋から上流 585m 下流 325mまで	10月1日～12月15日まで
児湯郡木城町大字川原木寺堰堤（竹嶋用水取入口）から上流 50m下流 200mまで	周年
児湯郡木城町大字川原権現神社上流 50m下流 200mまで	周年
児湯郡高鍋町大字上江竹嶋橋上流 20m下流 20mまで	周年
児湯郡高鍋町大字南高鍋古港橋から上流二本松橋まで	周年（支流宮田川投網のみ）
日向市東郷町大字下三ヶ児洗橋からヤナバル橋に区域	10月1日～12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種についてはそれぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚 種	全 長
や ま め	15 cm 以下
う な ぎ	25 cm 以下
もくずがに	5 cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊

漁者が未就学の幼児の時は無料、小中学の生徒又は肢体不自由者又は70歳以上のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣又は投網（舟打投網を除く）たも網、手網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ・うなぎ やまめ・おいかわ	手釣・竿釣	1年 3,000円
		1日 1,000円
	投網（舟打投網を除く）	1年 3,000円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料(年額)
あゆ・うなぎ・やまめ・おいかわ	舟打投網	3,500円
	片手網	4,500円
	うなぎ 石倉	4,500円
	かごつけ	4,500円
	はえなわ	2,500円
	かなつき	1,500円
もくずがに	かにかご	2,000円

2. 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。但し手釣り、竿釣又は投網（舟打ちを除く）による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁業監視員に納付することができる。

納付場所の名称	納付場所の所在地
小丸川漁業協同組合	児湯郡高鍋町大字持田1690-2
上小丸川漁業協同組合	東臼杵郡美郷町南郷区神門287

(遊漁承認に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

※小丸川県道小丸大橋から上流585m下流325mに至る区域

（漁業監視員）

第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。

2. 漁業監視員は、別記様式第2号による漁業監視員証を携帯しかつ漁業監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に関し違反したときは、直ちにそのものに遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

1 この規則は平成25年9月1日より施行する。

ただし、遊漁料の額については、平成26年4月1日から適用し、それまでは従前の例による。

2 この規則施行前に内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

様式（１）

遊漁承認証

表		裏					
No. 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table> 承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊漁区域 遊 漁 料 発 行 者 上小丸川漁業協同組合 印		遊 漁 者	住 所		氏 名		注意事項 1 2 3
遊 漁 者	住 所						
	氏 名						

様式（２）

漁場監視委員証

表		裏																							
No. 漁場監視委員証 下記の者は当組合の漁場監視委員であることを証明します。 記 <table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">住 所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">有 効 期 間</td> <td style="text-align: center;">自</td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">至</td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> 発行者 小丸川漁業協同組合 印		住 所						氏 名						有 効 期 間	自	平成	年	月	日	至	平成	年	月	日	注意事項 1 2 3
住 所																									
氏 名																									
有 効 期 間	自	平成	年	月	日																				
	至	平成	年	月	日																				